14　センターに、教育支援官及び国際教育支援官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。	14　センターに、教育支援官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。
15　（略）	15　（略）
16　国際教育支援官は、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一　センター国際教育の計画に関すること。	
二　センター国際教育に関する教授等の担当する教科に関すること。	
三　センター国際教育を受ける者の試験及び成績に関すること。	
四　センター国際教育に関する教務の記録に関すること。	
五　センター国際教育に関する資料及び教材に関すること。	
六　センター国際教育を受ける者の課外活動及び学生生活に関すること。	
七　センター国際教育に関する施設の使用に関すること。	
17・18　（略）	16・17　（略）

附　則

この庁令は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓　令

○法務省訓令第１号

検　事　総　長
検　事　長
検　事　正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年３月31日　　法務大臣　金田　勝年

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第16条の２の次に次の２条を加える。

（情報解析監理官）

第16条の３　別表第８の２左欄に掲げる地方検察庁に同表右欄に掲げる数の情報解析監理官を置く。

２　情報解析監理官は、検察事務官のうちから任命する。

３　情報解析監理官は、上司の命を受け、自ら又は情報解析官その他の検察事務官を指揮監督して、情報解析に関する事務をつかさどる。

（情報解析官）

第16条の４　別表第８の３左欄に掲げる地方検察庁に同表右欄に掲げる数の情報解析官を置く。

２　情報解析官は、検察事務官のうちから任命する。

３　情報解析官は、上司の命を受け、自ら又は他の検察事務官を指揮して、情報解析に関する事務をつかさどる。

第18条第１項中「593人」を「599人」に改め、同項ただし書中「（高松地方検察庁を除く。）」を削る。

第22条第１項中「701人」を「736人」に改める。

別表第３中

横浜地方検察庁 さいたま地方検察庁 神戸地方検察庁	事務局	総務課 人事課 会計課

を

横浜地方検察庁 さいたま地方検察庁 千葉地方検察庁	

名古屋地方検察庁 福岡地方検察庁	総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室
千葉地方検察庁 京都地方検察庁	事務局	総務課 会計課
広島地方検察庁 仙台地方検察庁 札幌地方検察庁 高松地方検察庁	総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室

を

京都地方検察庁 神戸地方検察庁 名古屋地方検察庁 福岡地方検察庁
広島地方検察庁 仙台地方検察庁 札幌地方検察庁 高松地方検察庁

事務局	総務課 人事課 会計課	
総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室	
事務局	総務課 会計課	
総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室	

に改める。

別表第８の次に次の２表を加える。

別表第８の２（第16条の３関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	1